

別紙5

性状の分析を行う者の資格

No	学歴	実務経験
①	学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において、理学、医学、歯学、薬学、工学、農学若しくは獣医学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	6箇月以上水質検査又はその他の理化学検査の実務に従事経験のある者
②	衛生検査技師又は臨床検査技師	
③	学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において、理学、薬学、工学、農学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	1年以上水質検査又はその他の理化学検査の実務に従事経験のある者
④	①、②又は③に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者	

注1) 環境計量士、水質関係第一種及び第二種公害防止管理者は、④の該当者とみなす。

注2) 有害物質以外の項目を分析する場合は、学校教育法に基づく高等学校、短期大学、高等専門学校又は大学を卒業し、1年以上水質検査又はその他の理化学検査の実務に従事経験のある者は④の該当者とみなす。

注3) 性状の分析を行う者は申請者の常駐する雇用人であることを原則とするが、申請者が日常的に必要な分析を支障なくかつ遅滞なく行うことができるならば、関連会社等の当該施設に常駐する雇用人でも差し支えない。